## 東浦町営住宅高額所得者明渡事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高額所得者に対して明渡請求を行い、町営住宅の適正な管理を図るため、東浦町営住宅条例(平成9年東浦町条例第34号。以下「条例」という。)及び東浦町営住宅管理規則(平成10年東浦町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(高額所得者の認定及び通知等)

- 第2条 町長は、条例第29条第2項の規定に基づいて高額所得者を認定し、 当該高額所得者に対して高額所得者認定通知書により通知するものとする。
- 2 前項の通知をするときは、町営住宅の明渡義務の喚起及び自主的な退去を求めるものとする。

(明渡相談及び指導等)

第3条 町長は、前条の通知をした後は、当該高額所得者との面談等により 生活状態について調査し、町営住宅の明渡しに関する相談及び指導を行う とともに、町営住宅の明渡しを円滑に行えるよう町営住宅以外の公的資金 による住宅のあっせん等を行うものとする。

(明渡し調書)

第4条 町長は、規則第19条第3項による明渡し調書を、高額所得者の認定の通知をした日から起算して30日以内に提出させるものとする。

(明渡請求)

- 第5条 町長は、第3条の規定による面談等又は前条に規定する明渡し調書により次の各号のいずれかに該当すると認めた場合及び当該町営住宅を明け渡すこととなった場合を除き、すべての高額所得者に対し、明渡期限を定めて町営住宅明渡請求通知書(様式第1)により明渡請求の通知をするものとする。
  - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
  - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
  - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、 収入が著しく減少することが予想されるとき。
  - (4) その他、前各号に準ずる特別の事情があると認められるとき。 (明渡期限の延長)
- 第6条 町長は、規則第20条第3項の規定により明渡期限を延長するときは、 延長後の明渡期限を明渡請求日から2年以内の日において定めるものとす る。

(明渡期限経過後の措置)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が条例 第32条第1項の期限(第6条の規定により期限を延長した場合は、当該延 長した期限。)が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、条例第 33 条第2項の規定に基づき、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当す る額の金銭を徴収するものとする。

(明渡請求の取消し)

- 第8条 町長は、入居者の死亡等により、収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第9条第1項に規定する金額を超えなくなったとき、その他これに準ずる特別の事由が生じた場合で、必要と認められるときは、明渡請求を取り消すことができる。
- 2 前項の取消しの通知は、明渡請求取消通知書(様式第2)により行うものとする。

(明渡請求訴訟)

第9条 町長は、明渡請求を受けた者が明渡期限を過ぎても町営住宅を明け渡さない場合は、町営住宅の明渡しを求める訴えを提起するものとする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

町営住宅明渡請求通知書

 第
 号

 年
 月

 日

 住宅
 棟
 号

 様

## 東浦町長

あなたは、東浦町営住宅条例第29条第2項に該当するので、町営住宅の明渡しを請求します。所定の手続きを終えたうえ、 年 月 日までに当該町営住宅を明け渡してください。

様式第2(第8条関係)

町営住宅明渡請求取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住宅 棟 号

様

## 東浦町長

年 月 日付け町営住宅明渡請求通知書については、下記の事由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 事由
- 2 その他